

## 三木町告示第226号

職員の給与等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月19日

三木町長 伊藤 良春

## 三木町規則第27号

### 職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与等に関する規則（昭和47年三木町規則第2号）の一部を次のように改正する。

第41条第1項第1号中「100分の124」を「6月に支給する場合には100分の124」に改め、「100分の375以下」の次に「、12月に支給する場合には100分の126.5以上100分の317.5以下（管理監督職員にあっては、100分の150.5以上100分の377.5以下）」を加え、同項第2号中「100分の112.5」を「6月に支給する場合には100分の112.5」に改め、「100分の148未満」の次に「、12月に支給する場合には100分の115以上100分の126.5未満（管理監督職員にあっては、100分の136以上100分の150.5未満）」を加え、同項第3号中「100分の104」を「6月に支給する場合には100分の104」に改め、「100分の121」の次に「、12月に支給する場合には100分の106.5（管理監督職員にあっては、100分の123.5）」を加え、同項第4号中「100分の94.5」を「6月に支給する場合には100分の94.5」に改め、「100分の111.5以下」の次に「、12月に支給する場合には100分の97以下（管理監督職員にあっては、100分の114以下）」を加える。

第41条の2第1項第1号中「100分の51.5」を「6月に支給する場合には100分の51.5」に改め、「100分の61.5以上」の次に「、12月に支給する場合には100分の54以上（管理監督職員にあっては、100分の64以上）」を加え、同項第2号中「100分の48」を「6月に支給する場合には100分の48」に改め、「100分の58」の次に「、12月に支給する場合には100分の50.5（管理監督職員にあっては、100分の60.5）」を加え、同項第3号中「100分の46」を「6月に支給する場合には100分の46」に改め、「100分の56以下」の次に「、12月に支給する場合には100分の48.5以下（管理監督職員にあっては、100分の58.5以下）」を加える。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。